

# 自転車ルール

## 知っていますか？

### 自転車安全利用五則 (令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

#### ※「自転車安全利用五則」とは…

道路交通法に定められた自転車のルールを国民に分かりやすく伝えるために、大きく5つに整理されたものです。自転車の安全利用促進を目的に、全国共通で活用されています。



### 自転車の安全ルール

- 二人乗りは禁止※1
- 並進は禁止※2
- 道路標識を守る

※ 1: 幼児2人同乗用自転車やタンデム車等、大分県道路交通法施行細則で認められている場合を除く

※ 2: 標識で認められている場合を除く

### やめよう！ 「ながらスマホ」

スマホを見ながら自転車に乗っていた人が歩行者にぶつかって大けがを負わせるという重大事故も起きています。「ながらスマホ」のほか、傘さし運転やヘッドホン等で大音量の音楽を聴きながらの運転も大分県道路交通法施行細則で禁止されています。

### ※歩道を通行できる例外

- 標識で認められているとき
  - 13歳未満の子ども
  - 70歳以上の高齢者
  - 身体の不自由な人
  - 車道が危険なとき
- が自転車を運転するとき



自転車は…

車道が原則

車道の左側を通行

大人も子どももヘルメットを着用しましょう。

安全な距離の目安は 1.5m

車も気をつけてください。

歩道は

車道寄りを徐行

歩行者優先



バイシクルフレンドリータウン ～自転車が似合うまち～の創造

大分市 都市交通対策課

